

上杉神社 所蔵品 掲載 許可規定

令和8年2月27日改定

- 一、掲載とは、書籍・図録・新聞・雑誌・展示パネル等、印刷物全般およびインターネット配信での、資料としての所蔵品の写真掲載使用をいう。（商品への使用は不可）
掲載には、所有者である宗教法人上杉神社（以下、当神社）発行の掲載許可書を要する。
なお、改訂版についても新たな申請を要する。
- 一、許可の有効期限を許可書発行日より2年間とし、それを超えての再出版の際は新たな申請と初穂料（掲載許可料金）を申し受ける。
- 一、刊行物に掲載の要があることを当神社が認め、かつ当神社に画像がない場合は、希望により撮影を当神社の指定する業者に依頼する。撮影料は業者から申請者へ直接請求する。
- 一、初穂料の支払い

申請1件につき、使用写真1点ごとに、当神社規定の初穂料を申し受ける。

- 注意：申請書が提出された段階で、結果的に編集で画像を使用しなかった場合でも、使用と同様の初穂料を申し受ける。

なお、振込手数料は申請者負担とする。

- 一、一つの媒体につき掲載・貸出する点数は、5点までとする。

なお、一式・一対等と数える資料については、原則的に一点毎数える。

または、個別の初穂料を設定している。

*当神社における申請書原本および許可書写しの保管期間は、発行日より半年間。

【初穂料】 ※画像の貸出を含む

適用	1. 紙媒体 (一般書籍 ・図録・新聞 ・雑誌・有料 パンフレット等)	2. DVD	3. インターネット 配信・電子書籍	4. その他 (書籍の帯・表紙・ ポスター・チラシ・無料パン フレット・リーフレット・展示 パネル等)
①国指定重要文化財	1点50,000円		1点100,000円	1点75,000円
②県・市指定文化財	1点30,000円		1点80,000円	1点45,000円
③上記以外の文化財	1点10,000円		1点50,000円	1点15,000円

【当神社掲載許可条件】

申請者は、以下の許可条件を厳守すること。

1. 申請書に記した目的以外の使用および画像の複写・保存を固く禁ずる。
2. 当神社および御祭神の名誉を毀損するようなことをしてはならない。
3. 使用物には、所有者名・所蔵先として「上杉神社所蔵」と明記すること。
4. 使用物は3部、発行日から10日以内に当神社に送付のこと。
※パネル等送付困難な場合は写真で使用状況を報告
5. 万一、貸出画像を破損・紛失した場合は至急当神社に報告し、弁済すること。
6. 初穂料の振込および貸出画像の返却は、いずれも許可書発行日から10日以内に済ませること。遅れる場合は、理由と見込み日時を連絡すること。
7. 写真画像は当神社の所有する貸出画像のみを使用すること。